

議案第33号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和2年6月5日提出

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

飯能市都市計画税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項を附則第5項とする。

附則第7項の前の見出しを削り、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第8項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第6項」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第7項」を「附則第6項」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第7項」を「附則第6項」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中

「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項の前の見出しを削り、同項を附則第12項とし、同項の前に見出しとして「(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第14項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第16項の前の見出しを削り、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)」を付する。

附則第17項中「附則第7項及び第9項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第12項」を「同項」に、「附則第13項から第15項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第14項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第18項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第19項(見出しを含む。)中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項を附則第18項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の飯能市都市計画税条例（附則第4項において「新条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「、第42項から第44項まで若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第42項から第44項まで」とする。

飯能市都市計画税条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（<u>法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3～4 省略</p> <p>附 則</p> <p>(<u>法附則第15条第38項の条例で定める割合</u>)</p> <p>3 <u>法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>(<u>法附則第15条第39項の条例で</u></p> | <p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（<u>法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3～4 省略</p> <p>附 則</p> <p>(<u>法附則第15条第40項の条例で定める割合</u>)</p> <p>3 <u>法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。</u></p> <p>(<u>法附則第15条第44項の条例で定める割合</u>)</p> <p>4 <u>法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>(<u>法附則第15条第45項の条例で</u></p> |

定める割合)

4 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5 省略

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

6 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に

定める割合)

5 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

6 省略

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

7 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に

係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて

係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じ

得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超え

て得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超え

るものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1.1 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当

るものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1.2 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当

該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

1 2 省略

1 3 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により飯能市税条例附則第9条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であ

当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

1 3 省略

1 4 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により飯能市税条例附則第9条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であ

るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

1 4 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

1 5 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

1 5 省略

1 6 附則第 6 項及び第 8 項の「宅地等」とは法附則第 1 7 条第 2 号に、附則第 6 項及び第 9 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 5 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に、附則第 7 項、第 9 項及び第 1 0 項の「商業地等」とは法附則第 1 7 条第 4 号に、附則第 9 項から第 1 1 項までの「負担水準」とは法附則第 1 7 条第 8 号ロに、同項の「農地」とは法附則第 1 7 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 6 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に、附則第 1 2 項から第 1 4 項までの「市街化区域農地」とは法附則第 1 9 条の 2 第 1 項に、附則第 1 3 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 7 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に規定するところによる。

(読替規定)

1 7 法附則第 1 5 条第 1 項、第 1 3 項、第 1 8 項から第 2 2 項まで、第 2 4 項、第 2 5 項、第 2 9 項、第 3 3 項、第 3 7 項から第 3 9 項まで、第 4 2 項から第 4 4 項まで若しくは第 4 8 項、第 1 5 条の 2 第 2 項又は

1 6 省略

1 7 附則第 7 項及び第 9 項の「宅地等」とは法附則第 1 7 条第 2 号に、附則第 7 項及び第 1 0 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 5 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に、附則第 8 項、第 1 0 項及び第 1 1 項の「商業地等」とは法附則第 1 7 条第 4 号に、附則第 1 0 項から第 1 2 項までの「負担水準」とは法附則第 1 7 条第 8 号ロに、附則第 1 2 項の「農地」とは法附則第 1 7 条第 1 号に、附則第 1 2 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 6 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に、附則第 1 3 項から第 1 5 項までの「市街化区域農地」とは法附則第 1 9 条の 2 第 1 項に、附則第 1 4 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 7 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に規定するところによる。

(読替規定)

1 8 法附則第 1 5 条第 1 項、第 1 3 項、第 1 8 項、第 1 9 項、第 2 1 項から第 2 5 項まで、第 2 7 項、第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 4 0 項、第 4 3 項から第 4 5 項まで若しくは第 4 8 項から第 5 0 項ま

第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。

(平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例)

18 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

で、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例)

19 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

7 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第三百二十一条の八第三項に規定する通算適用前欠損金額に係る同項及び同条第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----|----------|----------|
| 第三項 | 前十年以内 | 前九年以内 |
| 第五項 | 前十年以内 | 前九年以内 |
| | 前十年内事業年度 | 前九年内事業年度 |

8 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第三百二十一条の八第七項に規定する合併等前欠損金額に係る同項及び同条第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----|----------|----------|
| 第七項 | 前十年以内 | 前九年以内 |
| | 前十年内事業年度 | 前九年内事業年度 |
| 第八項 | 前十年以内 | 前九年以内 |

(固定資産税に関する経過措置)
第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十三条第四項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十三条第五項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用する。施行日前に新たに建設された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第四項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新法第三百八十四条の三の規定は、同条の条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

6 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十六号)の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十六号)の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第七項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 平成十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十六項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 港湾法及び特定外貨埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十三項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十七項に規定する基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 施行日から附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第十三項、第二十一項、第二十四項、第二十七項から第三十九項まで、第四十二項から第四十八項、第四十九項及び第五十条の二第二項並びに第十五条の三の二第二項並びに第十五条の三の二第二項及び第四十八項、第四十九項及び第五十条の三の二の二第二項並びに第十五条の三の二の二第二項とする。

(市町村たばこ税に関する経過措置)
第十五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

第十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)
第十七条 附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第七百一条の三十四第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)
第十八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十六号)の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 港湾法及び特定外貨埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

5 平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

附則第四條中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十二年一月」を「令和二年一月」に改める。

附則第五條及び第六條中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に改める。
附則第七條第一項中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十一年十一月」を「令和元年十一月」に改め、同條第二項中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に改める。

附則第十四條第一項中「平成三十二年度分」を「令和二年年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年年度分」に改め、同條第二項中「平成三十二年度分」を「令和二年年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年年度分」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、平成二十九年年度分、平成三十年年度分及び令和元年年度分に係る同條の規定の適用については、同條中「当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等」とあるのは、「当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等（令和二年年度以降の年度分においては特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）附則第十三條による改正後の第十四條第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別法人事業譲与税に係る同表の基準税額等を含む。）」とする。

附則第十四條第三項中「平成三十二年度分」を「令和二年年度分」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十四條の四第二項にただし書を加える改正規定及び同法第四百六十七條第二項にただし書を加える改正規定並びに附則第九條及び第十五條の規定 令和二年十月一日

二 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第二十三條第一項第一号及び第十二号、第二十四條の五第一項第二号、第二十七條第二項、第三十四條、第三十七條第一号イの表、第四十一條第二項、第四十五條の二第二項、第五十條、第七十一條から第七十一條の四まで、第七十一條の二から第七十一條の二十五まで、第七十一條の四十三から第七十一條の四十六まで、第七十一條の六十三から第七十一條の六十六まで、第七十二條の五十五並びに第七十二條の七十一から第七十二條の七十五までの改正規定、同法第二章第四節第四款中第七十三條の三十八の次に一條を加える改正規定、同章第五節第三款中第七十四條の二十九の次に一條を加える改正規定、同法第九十七條から第九十七條の五まで、第四百四十四條の五十九から第九十九條の五十九まで及び第七百七十七條の二から第七百七十七條の五までの改正規定、同章第八節第三款第三目中第七百七十七條の二十三の次に一條を加える改正規定、同法第二百三十三條から第二百五十八條まで、第二百八十八條、第二百八十九條、第二百九十二條第一項第一号及び第二号、第二百九十五條第一項第二号、第二百九十四條の二、第二百九十四條の六第一号イの表、第三百十七條の二第一項、第三百三十四條から第三百四十條まで、第三百七十六條から第三百七十九條まで並びに第四百六十三條の十から第四百六十三條の十四までの改正規定、同法第三章第三節第三款第三目中第四百六十三條の二十九の次に一條を加える改正規定、同法第四百八十五條の六から第四百八十五條の十二まで、第五百四十四條から第五百五十條まで及び第六百六十六條から第六百二十條までの改正規定、同法第六百九十七條の次に一條を加える改正規定、同法第七百條の六十八の次に一條を加える改正規定、同法第七百一條の二十一から第七百一條の二十九まで、第七百一條の六十八から第七百一條の七十二まで及び第七百二條の八第八項の改正規定、同法第四節第七節中第七百三十條の次に一條を加える改正規定、同法第七百三十三條の二十六の次に一條を加える改正規定並びに同法第七百四十五條第一項の改正規定並びに同法附則第三條の二、第四條第七項第一号及び第十三項第一号並びに第四條の二第七項第一号及び第十三項第一号の改正規定、同法附則第四條の四第一項及び第三項の改正規定（同條第七項）を「同條第六項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第三十三條の二第三項第一号及び第七項第一号、第三十三條の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十四條第三項第一号及び第六項第一号、第三十五條第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の二第

四項第一号及び第八項第一号並びに第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定、第五條の規定並びに第七條中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十七條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三條、第四條第二項及び第三項、第十二條第二項及び第三項、第二十七條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八條、第十二條第四項、第十六條第一項並びに第三十四條第三項及び第十一項の改正規定に限る。）、第二十八條第一項から第四項まで、第二十九條並びに第三十條の規定 令和三年一月一日

三 第二条中地方税法附則第三十五條の三の二の改正規定 令和三年四月一日

四 第二条中地方税法第七十四條の四第二項ただし書及び第四百六十七條第二項ただし書の改正規定並びに附則第十條及び第十四條の規定 令和三年十月一日

五 第二条（前二号、次号及び第十号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び第七條中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十四條第一項の改正規定並びに附則第五條第二項から第八項まで、第七條、第十三條第二項から第八項まで、第二十七條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八條から第四十條までの改正規定に限る。）、第二十八條第五項から第七項まで及び第三十一條の規定 令和四年四月一日

六 第二条中地方税法第三十四條第一項第一号及び第三百十四條の二第一項第一号の改正規定並びに附則第五條第一項及び第十三條第一項の規定 令和六年一月一日

七 第一条中地方税法附則第十一條第十五項の改正規定（「第九百九條の六第二項第一号」を「第九百九條の十五第二項第一号」に、「第九百九條の八」を「第九百九條の十七」に、「第九百九條の六第一項」を「第九百九條の十五第一項」に、「同條第十項」を「同條第十五項」に、「第四十六條第十七項」を「第四十六條第二十六項」に改める部分に限る。）、同法附則第十五條第四十八項の改正規定（「第九百九條の二第三項」を「第九百九條の四第三項」に、「第九百九條の二第一項」を「第九百九條の四第一項」に、「第八十一條第八項」を「第八十一條第十項」に改める部分に限る。）、及び同條に五項を加える改正規定（同條第四十八項に係る部分に限る。）、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

八 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号の改正規定（第四十二條の十二の六）を「第四十二條の十二の五の二」に改める部分に限る。）、同項第四号の三の改正規定、同法第二百九十二條第一項第四号の改正規定（第四十二條の十二の六）を「第四十二條の十二の五の二」に改める部分に限る。）、及び同項第四号の三の改正規定並びに同法附則第八條第十五項及び第十六項の改正規定並びに同法附則第十五條に五項を加える改正規定（同條第四十九項に係る部分に限る。）、並びに附則第四條第七項から第十項まで及び第十二條第七項から第十項までの規定 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第三十四條第一項及び第四項、第三十四條の二第三項及び第六項、第三十六條第一項並びに第四十四條の二の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

十 第二条中地方税法第二十四條第五項、第七十二條の五第五項第八号、第二百九十四條第七項及び第七百一條の三十四條第二項の改正規定並びに附則第十七條の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日
（更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七條の五第六項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。
2 新法第十八條第一項（第二号に係る部分に限る。）、施行日以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

四項第一号及び第八項第一号並びに第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定、第五條の規定並びに第七條中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十七條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三條、第四條第二項及び第三項、第十二條第二項及び第三項、第二十七條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八條、第十二條第四項、第十六條第一項並びに第三十四條第三項及び第十一項の改正規定に限る。）、第二十八條第一項から第四項まで、第二十九條並びに第三十條の規定 令和三年一月一日

三 第二条中地方税法附則第三十五條の三の二の改正規定 令和三年四月一日
四 第二条中地方税法第七十四條の四第二項ただし書及び第四百六十七條第二項ただし書の改正規定並びに附則第十條及び第十四條の規定 令和三年十月一日
五 第二条（前二号、次号及び第十号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び第七條中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十四條第一項の改正規定並びに附則第五條第二項から第八項まで、第七條、第十三條第二項から第八項まで、第二十七條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八條から第四十條までの改正規定に限る。）、第二十八條第五項から第七項まで及び第三十一條の規定 令和四年四月一日
六 第二条中地方税法第三十四條第一項第一号及び第三百十四條の二第一項第一号の改正規定並びに附則第五條第一項及び第十三條第一項の規定 令和六年一月一日

七 第一条中地方税法附則第十一條第十五項の改正規定（「第九百九條の六第二項第一号」を「第九百九條の十五第二項第一号」に、「第九百九條の八」を「第九百九條の十七」に、「第九百九條の六第一項」を「第九百九條の十五第一項」に、「同條第十項」を「同條第十五項」に、「第四十六條第十七項」を「第四十六條第二十六項」に改める部分に限る。）、同法附則第十五條第四十八項の改正規定（「第九百九條の二第三項」を「第九百九條の四第三項」に、「第九百九條の二第一項」を「第九百九條の四第一項」に、「第八十一條第八項」を「第八十一條第十項」に改める部分に限る。）、及び同條に五項を加える改正規定（同條第四十八項に係る部分に限る。）、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

八 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号の改正規定（第四十二條の十二の六）を「第四十二條の十二の五の二」に改める部分に限る。）、同項第四号の三の改正規定、同法第二百九十二條第一項第四号の改正規定（第四十二條の十二の六）を「第四十二條の十二の五の二」に改める部分に限る。）、及び同項第四号の三の改正規定並びに同法附則第八條第十五項及び第十六項の改正規定並びに同法附則第十五條に五項を加える改正規定（同條第四十九項に係る部分に限る。）、並びに附則第四條第七項から第十項まで及び第十二條第七項から第十項までの規定 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第三十四條第一項及び第四項、第三十四條の二第三項及び第六項、第三十六條第一項並びに第四十四條の二の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日
十 第二条中地方税法第二十四條第五項、第七十二條の五第五項第八号、第二百九十四條第七項及び第七百一條の三十四條第二項の改正規定並びに附則第十七條の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日
（更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七條の五第六項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。
2 新法第十八條第一項（第二号に係る部分に限る。）、施行日以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

2 新法第十八條第一項（第二号に係る部分に限る。）、施行日以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

第六百九十七條の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
第六百九十七條の二 第六百九十五條第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第七百條の六十八の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による狩猟税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
第七百條の六十八の二 第七百條の六十六第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第七百一條の二十一から第七百一條の二十九までを次のように改める。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
第七百一條の二十一 第七百一條の十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第七百一條の二十二から第七百一條の二十九まで 削除
第七百一條の六十八から第七百一條の七十二までを次のように改める。

(国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
第七百一條の六十八 第七百一條の六十五第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により指定都市等の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第七百一條の六十九から第七百一條の七十二まで 削除
第七百二條第二項中「第三百四十九條から第三十項から第三十三項まで、第三十三項又は第三十四項、第三百四十九條の三第九項から第十一項まで、第二十一項から第二十三項まで、第二十五項、第二十七項から第三十項まで、第三十二項又は第三十三項」に、「第八項及び第九項」を第九項及び第十項に改める。

第七百二條の八第八項中「及び第三百七十五條」を「から第三百七十六條まで」に改める。
第四章第七節第七百三十條の次に次の一条を加える。
(国税徴収法の例による水利地益税等に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
第七百三十條の二 第七百二十八條第七項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第七百三十三條の二十六の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
第七百三十三條の二十六の二 第七百三十三條の二十四第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第七百三十四條第四項中「第七十二條の二十四の七第七項」を「第七十二條の二十四の七第八項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七百四十五條第一項中「第三百七十五條」を「第三百七十六條」に改める。
附則第三條の二第二項中「特例基準割合(当該年の前年)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(一)に規定により告示された割合)」を「一に規定する平均貸付割合をいう。次項から第四項までにおいて同じ。」に、「この条において同じ」を「この項及び第五項において同じ」に改め、「(以

下この条において「特例基準割合適用年」という。)を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、同条第二項中「特例基準割合適用年」を「各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」とを「当該加算した割合」とに改め、同条第三項中「あつて特例基準割合適用年に含まれる期間(以下この項において「軽減対象期間」という。)がある場合には、当該軽減対象期間を二を含む年の猶予特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。)(が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間)に、「特例基準割合(附則第三條の二第二項に規定する猶予特例基準割合)」に改め、同条第四項中「特例基準割合」を「選付加算金特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。)(が「一に、(附則第三條の二第二項)を「附則第三條の二第四項」に、「特例基準割合」を「選付加算金特例基準割合」に改め、同条第五項中「前各項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前各項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び選付加算金の額の計算において、前各項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。
附則第四條第一項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第七項第一号及び第十三項第一号中「第十一号、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。
附則第四條の二第二項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第七項第一号及び第十三項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。
附則第四條の四第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「第四十一條の十七の二第一項」を「第四十一條の十七第一項」に、「平成三十三年」を「令和三年」に、「同条第六項」に改め、同条第三項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に、「第四十一條の十七の二第一項」を「第四十一條の十七第一項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。
附則第五條の四の二第二項中「平成四十五年度」を「令和十五年」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第三項中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第五項中「平成四十五年」を「令和十五年」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第七項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。
附則第五條の六中「平成五十年」を「令和二十年」に改める。
附則第六條第一項及び第四項中「平成三十三年」を「令和六年」に改める。
附則第七條の三中「平成五十年」を「令和二十年」に改める。
附則第七條の六第一項中「平成三十二年」を「令和二年」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。
附則第八條第二項及び第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第九項中「第四十二條の十二第四項第一号」を「第四十二條の十二第五項第一号」に改め、同条第十項中「第六十八條の十五の二第四項第一号」を「第六十八條の十五の二第五項第一号」に改め、同条第十一項から第十四項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「第四十二條の十二の六第二項」を「第四十二條の十二の五の二第二項」に、「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に改め、同条第十六項中「第六十八條の十五の七第二項」を「第六十八條の十五の六の二第二項」に、「第六十八條の十五の七」を「第六十八條の十五の六の二」に改める。

参考

(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第七十三条の三十八」を「第七十三条の三十九」に、「第七十四条の二十九」を「第七十四条の三十」に、「第七十七七条の二十三」を「第七十七七条の二十四」に、「第四百六十三条の二十九」を「第四百六十三条の三十」に、「第七百三十三条の三十一」を「第七百三十三条の三十二」に改める。
 第十四条の九第二項第二号及び第十六条の四第十二項中「資本割」の下に「又は収入割」を加える。

第十七条の五第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定により決定をすることができないこととなる日前三月以内(に)された申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出に伴って行われることとなる不申告加算金(第七十一条の十四第五項、第七十一条の三十五第六項、第七十一条の五十五第六項、第七十二条の四十六第五項(第一号に係る部分に限る。)、第七十四条の二十三第五項、第九十条第五項、第四百四十四条の四十七第五項、第七百七十一條第五項、第二百七十八條第五項、第三百二十八條の十一第五項、第四百六十三条の三十五項、第四百八十三條第五項、第五百三十六條第五項、第六百九十九條第五項、第六百八十八條第五項、第七百一十一條の十二第五項、第七百一十一條の六十一第一項、第七百二十一條第五項又は第七百三十三條の十八第六項の規定の適用があるものに限る。)(について)する決定は、第一項の規定にかかわらず、当該申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することが出来る。

第十八条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十七条の五第六項の規定の適用がある不申告加算金 同項の決定があつた日
 第二十条の十一の見出し中「官公署等」を「事業者等」に改め、同条中「官公署又は政府関係機関」を「事業者(特別の法律により設立された法人を含む。)(又は官公署)」に改める。

第二十三条第一項第四号イ中「第四十二条の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)」を「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)」に、「第四十二条の六」を「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二」に、「第六十六条の七(第三項、第六項及び第十項から第十三項まで)」を「第六十六条の七(第三項、第七項及び第十項から第十四項まで)」に改め、同号ロ中「第四十二条の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)」を「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)」に、「第四十二条の六」を「第四十二条の十二の五の二」に改め、同項第四号の三イ及びロ中「第六十八條の十五の七」を「第六十八條の十五の六の二」に改め、同項第十一号中「次に掲げる者」の下に「でひとり親に該当しないもの」を加え、同号イを次のように改める。

- イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの
- (1) 扶養親族を有すること。
- (2) 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。
- (3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三条第一項第十一号ロ中「イに掲げる者のほか」を削り、「前年の合計所得金額が五百万円以下である」を「イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たす」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三条第一項第十二号の二を削る。

第二十四条の五第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第二十七条第二項中「第五十条第五項」を「第五十条第六項」に改める。

第三十四条第一項第五号イ中「第八項第一号イ」を「第七項第一号イ」に、「第八項」を「第七項」に改め、同号ロ中「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第六号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第八号中「又は寡夫」を削り、同号の次に次の一号を加える。

八の二 ひとり親である所得割の納税義務者 三十万円

第三十四条第一項第十一号中「第九項」を「第八項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、「及び第三項」を削り、「寡婦(寡夫) 控除額と、第一項第九号」を「寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に、「第四項の」を「第三項の」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「親族(扶養親族を除く。)」を「子」に、「その親族」を「当該子」に、「第二十三條第一項第十一号イ又は第十二号」を「第二十三條第一項第十二号イ」に、「親族」を「子」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「寡婦(寡夫) 控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第三十七条第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く。」を削り、同表(4)の項中「第二十三條第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。

第四十一条第二項中、「第三百三十二条並びに第三百三十三条」を「並びに第三百三十二条から第三百三十四条まで」に改める。

第四十五条の二第二項ただし書中「第三十四条第五項」を「第三十四条第四項」に改め、同項第五号中「寡婦(寡夫) 控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第四十五条の三の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第四十五条の三の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。